

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年9月10日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 中川 日出和

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

92, 191

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

676, 188

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	258,130
姫路市	139,892
尼崎市	129,353
明石市	83,701
西宮市	132,380
洲本市	12,504
芦屋市	26,705
伊丹市	55,777
相生市	8,323
豊岡市	22,779
加古川市	73,556
たつの市	21,355
赤穂市	13,440
西脇市	11,360
宝塚市	64,672
三木市	21,770
高砂市	25,229
川西市	44,275
小野市	13,219
三田市	31,310
加西市	12,384
丹波篠山市	11,646
養父市	6,701
丹波市	17,928
南あわじ市	13,336
朝来市	8,562
淡路市	12,530
宍粟市	10,673
加東市	10,810
猪名川町	8,551
多可町	5,894
稲美町	8,611
播磨町	9,459
神河町	3,269

市川町	3,493
福崎町	5,177
太子町	9,254
上郡町	4,309
佐用町	4,901
香美町	5,050
新温泉町	4,141